

○大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領

平成7年6月30日

告示第39号

改正 令和6年11月8日告示第133号

令和8年3月25日告示第66号

(趣旨)

第1条 この要領は、大町市が発注する建設工事等について、適正な業者選定に資するため、指名停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事等」とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 建設工事に係る測量・調査・設計・工事監理の委託
- (3) 物件の買入れ、製造の請負その他の業務

(指名停止)

第3条 市長は、建設工事等の入札参加資格者名簿に登載された者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。）又はその使用人が別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、情状に応じてそれぞれ同表に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、建設工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る入札参加資格者を指名してはならない。この場合において、当該指名停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 入札参加資格者が1事案により2以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

- (1) 措置要件（別表第9号から第16号までに掲げる措置要件を除く。）に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間を含む。）に、措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間（指名停止の期間を含む。）に、同表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当することとなったとき。
- 3 市長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、入札参加資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の入札参加資格者（以下「指名停止者」という。）について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止者が当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止者に係る指名停止を解除するものとする。

（報告）

第6条 部課長は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（指名停止の決定）

第7条 市長は、前条の報告を受けたときは、大町市業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、指名停止の決定を行うものとする。

- 2 前項の場合において、別表第19号、第20号又は第21号に掲げる措置要件を事由として指名停止を行うときは、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

（指名停止の通知）

第8条 市長は、前条の規定により指名停止を決定したときは、関係部課長等に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により指名停止の決定をしたときは、遅滞なくその旨を指名停止の対象となる入札参加資格者に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第9条 市長は、指名停止者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

（下請等の禁止）

第10条 市長は、指名停止者が建設工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

（公表）

第11条 市長は、第3条第1項の規定により入札参加資格者に対する指名停止を行ったときは、次に掲げる事項について公表する。

- (1) 当該入札参加資格者の商号又は名称

- (2) 指名停止の期間及び理由
- (3) 別表各号のうち該当する措置要件  
(指名停止に至らない事由に関する処置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、入札参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成7年7月1日から適用する。

附 則 (令和6年11月8日告示第133号)

(施行期日)

- 1 この要領は、告示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定するこの要領の施行の日前に禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑を宣告された代表役員等は、この要領の規定による改正後の大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第18号の規定の適用は、拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑を宣告されたものとみなす。

附 則 (令和8年3月25日告示第66号)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第5条、第7条関係)

措置要件		期間
虚偽記載	(1) 市の発注する建設工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争入札参加資格審査申請書、添付書類その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	1月以上6月以内
粗雑工事	(2) 市が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき	1月以上6月以内
	(3) 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき	1月以上3月以内
契約違反	(4) 第2号に掲げる場合のほか、市が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき	2週間以上4月以内
安全管理措置	(5) 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与え	1月以上6月以内

不適切	たと認められるとき	
	(6) 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	1月以上3月以内
	(7) 市が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき	2週間以上4月以内
	(8) 市以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2週間以上2月以内
贈賄	(9) 入札参加資格者（入札参加資格者が法人のときは、その役員）又はその使用人が、市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	(10) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき イ 代表役員等（入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。） ロ 一般役員等（入札参加資格者の役員又は支配人及び支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。） ハ 一般使用人（入札参加資格者の使用人でロに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	公訴を知った日から  イ 8月以上24月以内  ロ 6月以上18月以内  ハ 6月以上12月以内
	(11) 次のイ、ロ又はハに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員及び近隣都県の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 一般使用人	逮捕又は公訴を知った日から6月以上  イ 4月以上18月以内 ロ 2月以上12月以内 ハ 6月以内

	(12) 代表役員等が県外(近隣都道府県を除く。)の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から4月以上12月以内
独占 禁止 法違 反	(13) 入札参加資格者が、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から4月以上18月以内
	(14) 市と締結した建設工事等の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から6月以上18月以内
競売 入札 妨害 又は 談合	(15) 入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から4月以上24月以内
	(16) 市と締結した建設工事等の契約に関し、入札参加資格者又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内
不正 又は 不誠 実	(17) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から1月以上9月以内
	(18) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	当該認定をした日から1月以上9月以内
暴力 団関 係	(19) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると認められるとき	当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで
	(20) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき	当該認定をした日から3月以上9月以内
	(21) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、いかなる	当該認定をした日から2月以上6月以内

	名義であるかを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
その他	(22) 前各号に該当する場合で、長野県が指名停止処分を行ったとき	長野県が定める指名停止の期間
	(23) 第10号イ、ロ又はハに掲げる者が市職員に対して、入札に関する情報を不当に得ようとしたとき	当該認定をした日から6月以内